

松戸市景観条例改正（骨子案）への意見と市の考え方

「松戸市景観条例」改定（骨子案）について、皆様からご意見を募集したところ、以下のとおりご意見をいただきました。

ご意見を提出いただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

パブリックコメント実施手続結果の概要

1 意見募集期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月8日（木）

2 意見提出者 1者（個人：1）

3 意見総件数 2件

4 意見内容及び回答 別紙のとおり

5 備考

ご意見の公表に際しては、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（松戸市情報公開条例第7条に規定する非開示情報）を除いたものとします。

また、内容の趣旨を変えない範囲で一部要約して記載しているほか、誤字等も一部修正しています。

なお、同時期に意見募集を行った松戸市景観基本計画及び松戸市景観計画については、令和8年4月1日に開催結果の公表済みです。

No	頁	項目	意見内容	市の考え方	修正有無
1	—	—	<p>大きなもの、範囲が広い場所の開発は、たとえプライベート区域だとしても、半公共スペースだと思います。冒頭の<目的>にもあったように、経済優先の乱開発が、景観の悪化を招き、街自体の価値も急落させてしまいました。このようなことが今後起きないようにするための改正ですが、罰則がどの程度の抑止力となるのか、この案だけでは疑問でした。</p> <p>京都や鎌倉のように、計画の時点で、市役所はもちろん近隣住民も意見し計画の段階から参加できる仕組みが欲しいです。工事が始まってから実態を知る、工事が始まってわからない、という話をよく聞きます。一部の市民の意見が市民の総意となっている、などという話も漏れ聞きました。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。頂いたご意見を参考に今後も景観資源を生かした良好な景観形成に努めてまいります。</p>	無
2	—	—	<p>太陽光パネル設置に関しては、鴨川市の例もあるように、山や畑などへの設置許可は極力せず、屋上や駐車場など人工物が既にあり他に活用できないようなデッドスペースへの設置を優先し、設置場所によって補助金額に差をつけてはいかがでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。景観計画では太陽光発電設備等の設置そのものを規制することはできませんが、今回の改定で周辺景観への影響が極力抑えられるような方針や基準を設けました。頂いたご意見を参考に今後も関係部署と連携しながら対応していきます。</p>	無